要提出

※提出がない場合、申請は受理されません

徴収猶予申請の注意事項

※下記の内容を確認し署名して下さい。

□徴収猶予申請が不承認となった場合**『督促状』が送付されます。**

各税金には税目や期別ごとに納付期限が定められています。徴収猶予申請が不承認となった場合、納期を過ぎた税金であれば地方税法に基づき、納期限後 20 日以内に督促状を送付しなければなりません。
ただし徴収猶予申請が承認された場合でも、督促状発送準備期間中に徴収猶予申請を提出した場合は行き違いで発送されることがありますのでご了承ください。
※督促料も加算されます。（期別に 100 円）

□徴収猶予申請が不承認となった場合**『延滞金』が加算されます。**

本来であれば納付期限（法で定める各納付期限）の翌日から延滞金の計算が始まります。各納付期限内に納付いただいている村民の皆さまとの公平性を保つため、徴収猶予申請が不承認となった場合、地方税法に基づき延滞金が加算されます。

□徴収猶予期間中であっても下記に該当した時は徴収猶予申請を取り消し、督促状や催告書の発送、財産調査、滞納処分（差押等）を行う場合があります。

①収支状況等に虚偽の申告がある。
②求められた資料の提出がない。
③過度な財産が判明した。
④申請後に収入増等状況の変化があったのにもかかわらず報告がない。
⑤「分割納付計画書」のとおりに納付を履行できていない。

□徴収猶予期間中の納税証明書は対象税目が完納でなければ交付できない場合があります。

徴収猶予期間中でも、本来納期を過ぎた分は未納となり滞納のない証明書は交付できず、納税証明書を交付する際には納期到来未納額として記載されます。

・ 口座振替を利用していますか？（ はい・いいえ ）
⇒『はい』と答えた方のみお聞きします。
口座引き落としを停止しますか？（ はい・いいえ ）
※口座振替停止の対象となるのは徴収猶予申請が承認された税目・年度のみとなります。

上記内容を確認し同意します。

確認日 令和 年 月 日
署名：氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【担当者チェック欄】
□猶予の要件の説明を行った。
□口座振替の勧奨を行った。
□口座振替の対象ではない。
□口座振替を受理した（要件あり）